

論文

19世紀末から20世紀初頭ドイツにおける男性同性愛と友情の境界

─オイレンブルク事件をめぐる同性愛解放運動の活動に関する考察─

瑞秀 昭葉

はじめに

世紀転換期ドイツの政治文化における、感情とジェンダー、セクシュアリティをめぐる諸関係を考える上で、ヴィルヘルム帝政期最大の同性愛スキャンダル、通称「オイレンブルク事件」(1906-1909)に勝る事例はない。皇帝をも巻き込んだこの事件は、ドイツ国内だけでなく諸外国でも大々的に報じられ、新聞や雑誌での報道にとどまらず、数多くの風刺画や、事件を揶揄したレコードまでもが制作された。

オイレンブルク事件は、ドイツ史の通史では未曾有のスキャンダルとして概略が紹介されることはあるが、その政治文化的な意義は十分に解明されてこなかった。ジェンダー史の文脈でも、この事件は政治史との結節点として必ず言及されてきたものの、上流階級の政治的権力闘争と見なされ、事件が広く市民社会に与えた影響については検討が不十分であった。こうした研究状況に風穴を開けたのが、近年の「新しい文化史」の成果を吸収したドーマイアーの研究である。彼は『オイレンブルク・スキャンダル』で、オイレンブルク事件が名誉、友情、結婚、プライバシー、性道徳などの多様な政治・社会・文化的問題の公開討論の場として機能したことを指摘した」。

ドーマイアーの研究は、事件が教養市民層に与えた影響を分析した点で評価できるものの、同時期に興隆を極めていた同性愛解放運動と関連づけて事件を考察するには至っていない。オイレンブルク事件では、同性愛の嫌疑をかけられた側近たち一とりわけ、モルトケとオイレンブルクの関係一が同性愛であるのか、それとも友情の範疇で認識可能なものであるのか否かという同性愛と友情の境界が問われた。この同性愛と友情の境界線がどこに引かれるべきかという問題は、同性愛解放運動内部でも意見が分かれた最重要論点であった。裁判に関与したユダヤ人性科学者マグヌス・ヒルシュフェルト(Magnus Hirschfeld, 1868-1935)と男権支持者アドルフ・ブラント(Adolf Brand, 1874-

1945) はそれぞれ同性愛解放運動の旗手であり、両者とも 男性間の同性愛行為を禁じた刑法175条2の撤廃を目標とし て掲げていた。しかし、両者には相違点も多数存在した。 オイレンブルク事件は、事件を自らの飛躍の機会と捉えた 両者が関与し、そこで両者の対立が顕在化した事件でも あった。この両者の対立の検討なしには、オイレンブルク 事件が世紀転換期ドイツの政治文化に与えた影響を解明す ることはできない。

そこで本稿では、世紀転換期に生起した同性愛解放運動の二つの異なる潮流に目を向け、そのオイレンブルク事件への関わりの分析を通じて、世紀転換期ドイツにおいて、男性間の欲望をめぐる異なる知が展開した様子を詳らかにすることを目的とする。第1節では、オイレンブルク事件のうち、ヒルシュフェルトとブラントと関わりの深い2つの裁判を取り上げ、両者が果たした役割を考察する。第2節では、ヒルシュフェルト率いる「科学的ヒューマニズム委員会(Wissenschaftlich-humanitäres Komitee)」に代表される性科学の言説に焦点を当て、当時専門家集団内で共有されていた同性愛理解を分析する。第3節では、ブラント率いる「アイゲネ共同体(Gemeinschaft der Eigenen)」に焦点を当て、性科学に対抗する形で展開された古代ギリシャ的価値観を至高とする男性文化の言説を分析する。

第1節 オイレンブルク事件

オイレンブルク事件は、ジャーナリストのマキシミリアン・ハルデン(Maximilian Harden, 1861-1927)が、政治文芸雑誌『未来』に、皇帝ヴィルヘルム二世とその側近たちの同性愛関係を暴露する一連の記事を掲載したことに端を発する。1906年11月17日掲載の記事「プレリュード」を皮切りに、皇帝の腹心として知られた外交官フィリップ・ツー・オイレンブルク(Philipp zu Eulenburg, 1847-1921)を中核とするこのエリート集団一通称「リーベンベルク円卓」一が、男性同士で親密な関係を結びながら、重要な政

治的決定を行なっていたことが明らかになると、同性愛疑惑に加え、皇帝の「親政政治」が問題となった。報道を受け、プロイセンの陸軍中将で皇帝の侍従武官、また、「円卓」の一員でもあったクーノ・フォン・モルトケ(Kuno von Moltke, 1847-1923)が名誉毀損でハルデンを訴えると、事件は法廷に持ち込まれることとなった。

こうして1907年10月23日から29日に渡って、ベルリンで行われた裁判には、モルトケの元妻を含む複数の証人が召喚された。ヒルシュフェルトもまた、この場に招かれ、同性愛問題の専門家としてモルトケが同性愛であるか否かを鑑定する任を担った。彼は、モルトケの元妻の証言に基づき、モルトケには「女性への嫌悪」、「男性への並外れた好意」、「音楽的、詩的才能といった例に見られるような、特定の女性的素質の存在」の三点が確認できるとして、モルトケは本人も「無意識」の「同性愛的性質」を有していると「科学的」に結論づけた。

審議の結果、裁判所は「原告は同性愛と認識できる上に、被告はその真実を立証したと結論4」し、10月29日に、ハルデンに無罪判決を下した。これを受け、モルトケはすぐ上訴するが、この試みが不首尾に終わると、今度は刑事事件として検察がハルデンを名誉毀損で訴追している。それに伴い、先のハルデン・モルトケ裁判の判決の撤回も決定された5。

こうして1907年12月16日から翌年1月3日に、再びベルリンで行われたハルデン・モルトケ裁判は、先の裁判以上に国内外の報道人で溢れ返ったという6。先の裁判とは打って変わり、今度は、モルトケの元妻は「深刻なヒステリー」であると見做されると、彼女の証言の信憑性は損なわれた。これを受け、ヒルシュフェルトも自身の最初の裁判での鑑定結果を撤回するに至った7。

結局、審議の結果、先の裁判の判決は覆り、モルトケは同性愛者ではないと結論付けられた。裁判所は今度はハルデンを名誉毀損罪で有罪とし、禁錮4ヶ月と裁判費用の支払いを言い渡した8。

一方、ヒルシュフェルトと敵対していた男権支持者ブラントも、裁判に介入し、自身の同性愛理解一同性愛と友情の二分化を退けた「友情愛(Freundesliebe)」の概念一を展開した。最初のハルデン・モルトケ裁判が始まる約1ヶ月半前に当たる1907年9月10日、とあるパンフレットが発行された。『ビューロ侯爵と刑法175条の撤廃』と題されたパンフレットでブラントは、帝国宰相ビューロもまた同性愛者であると主張した。ビューロは「円卓」の一員ではなかったものの、オイレンブルクが主催した集まりの場で、枢密顧問官マックス・シェーファー(Max Scheefer)を抱きしめキスをしたとして同性愛の告発を受けた。ビューロはこれを受け、同性愛の嫌疑を晴らすために、10月5日にブラントを名誉毀損の罪で告訴した。

こうして最初のハルデン・モルトケ裁判の興奮冷めやらぬ中、1907年11月6日にベルリンで行われたのがブラント・ビューロ裁判である。本裁判もまた、複数の証人が召喚されたが、とりわけ、ビューロ本人とオイレンブルクが出廷するということで大変注目を集めた。

ビューロは証言台に立つと、「簡潔で、明確で、力強い言葉"」で、シェーファーとの関係を否定した。次に証言したオイレンブルクも、ビューロの同性愛に関する話は聞いたことがないという主張に加えて、自分は「決して175条に関する違法行為を犯したことはない10」と宣誓し、自身への同性愛嫌疑の払拭を試みた。その際、ヒルシュフェルトへの批判も飛び出した。

結局のところ、彼 [ヒルシュフェルト] が自身の学説を主張するために拵えた微妙なニュアンスの全ての帰結として、自分たちが同性愛と見なされるかどうかがとうとう誰にとっても確かではなくなってしまいました。若い頃、私は熱狂的な友人でした。良き友に恵まれたことを誇りに思います。しかし、もし25年後、ないし30年後にある男が現れて、全ての友情が不潔なものを含むという学説を発展させると知っていたら、私は友を探し求めることを全くやめてしまっていたことでしょう。我々ドイツ人が持っている最上のものは友情であり、誠実な友情は常に高く評価されてきました。11。

性科学の台頭に伴い、同性愛という新たな概念が導入されることで、既存の友情関係が再考を迫られ、その際に概念 上の混乱が生じている様子を端的に表した発言である。

ブラント自身は、自身が名誉毀損罪に問われている状況を、「同性愛という語が信じられないほどひどく濫用されていることに起因」すると述べ、同性愛の告発はそもそも名誉の毀損に当たるようなものではないと主張した。彼は「同性愛という語をまさに、友人同士の精神的な愛情」と捉え、それは「エロティックな色彩」を帯びた崇高なものであると独自の同性愛理解を開陳したが、彼の発言が法廷で真面目に受け止められることはなかった12。審議の結果、裁判所はブラントを有罪とし、禁錮18ヶ月を言い渡した。

以上見てきたように、オイレンブルク事件では、性科学者ヒルシュフェルトと男権支持者ブラントが重要な役割を果たした。両者の関与によって、法廷は男性同士の欲望に関する異なる知が拮抗する磁場となり、ここでは男性性の在り方が問われた。

第2節 性科学の言説

― 「科学的ヒューマニズム委員会」を中心に

本節では、(1)脱病理化、(2)性規範、(3)友情、(4)刑法175

条撤廃運動の4つの観点から、ヒルシュフェルト率いる「委員会」の同性愛理解を分析し、裁判内で示された鑑定結果の思想的背景を明らかにする。

マグヌス・ヒルシュフェルトは、1868年にユダヤ人医師の息子として生まれた。彼は、当初は、インフルエンザの神経に及ぼす後遺症などを研究していたが、1895年にオスカー・ワイルド事件が起こり、時を同じくして、彼の患者の一人が自身の同性愛に思い悩み自殺すると、真剣に同性愛の問題に取り組むようになった¹³。

1896年にヒルシュフェルトが Th・ラミーエンの名で出版した『サッポーとソクラテス、ないしは男性と女性の同性に対する愛はどう説明されるべきか』では、初めて彼の同性愛理解と刑法175条撤廃の必要性が説かれた」4。彼の志に賛同した人々の間で、1897年5月にベルリン・シャルロッテンブルクのアパートの一室で結成されたのが、世界最初の同性愛権利擁護組織、「科学的ヒューマニズム委員会」5」である。彼らは「科学を通じて正義へ」を合言葉に、男性間の「自然に反する淫行」を弾圧した刑法175条の撤廃に努めた。1899年からは、機関紙『同性愛に特に注目した性的中間段階年鑑」6』が刊行された。彼らの同性愛理解は一体どのようなものであり、彼らは刑法175条撤廃のためにどのような活動をしたのだろうか。

2.1 脱病理化

伝統的用語で同性愛を意味する「ソドミー(Sodomie)」が医学的用語の「同性愛(Homosexualität)」に取って代わられるのは19世紀後半のことである。「ソドミー」とは、元々宗教的な罪として認識されていた同性愛行為、もしくは獣姦を指して使われた語であるが、それに対し、「同性愛」とは、同性愛者の特質を指す。また、同性愛者としての性的アイデンティティーを持った人々は次第に「同性愛者(Homosexuelle)」と呼ばれるようになった。医学者の中でもとりわけ、1890年代に心理学から分岐して誕生した性科学の担い手であった性科学者は、同性愛に特化した実証研究を行うと同時に、同性愛問題の専門家としてしばしば法廷に召喚され、そこで同性愛に関する「科学的」な知見を広めた「っ。まさしく、ヒルシュフェルトがオイレンブルク事件で果たした役割であった。

当時同性愛をめぐる議論の中でも、最も重要だった論点の一つは、同性愛が先天的なものなのか、もしくは、後天的に獲得されたものなのかという先天/後天説であった。同性愛は過剰な自慰行為や、精神薄弱によって引き起こされるという後天説が医学者の間でも支持を得ていたが、これを批判し、近代的な意味での同性愛の解放を初めて訴えたのが、弁護士のカール=ハインリヒ・ウルリヒス(Karl Heinrich Ulrichs, 1825-1895)であった。彼は1864年にヌーマ・ヌーマンティウス名義で発表した論文「ヴィンデック

ス」で、自らの「同性愛」を公言し、差別に反対し、同性 愛者の「同権」を主張した。

ウルリヒスが活動を始めた頃は、まだ「同性愛」概念が誕生していなかったため、彼は「ウルニング(Urning)」という概念を使用している¹⁸。彼は、19世紀前半に「同性愛」問題を論じたベルリンの医師ヨハン・ルードヴィヒ・カスパー(Johann Ludwig Casper, 1796-1864)の理論に依拠しながら、ウルニングとは「精神的半陰陽者」であり、彼/彼女等の性質は先天的なものであるという理論を発展させた。そうして、彼はウルニングを男性、女性に次ぐ、三つ目の性として位置付けることで、彼/彼女等が「自然」な存在であると主張した¹⁹。

ウルリヒスと時を同じくして、1868年3月に「同一性一愛(Homosexualität)」の語を初めて使用したのが、ベルリン在住のハンガリー人カール・マリア・ケルトベニー(Karl-Maria Kertbeny, 1824-1882)であった。彼は、ウルリヒスへ宛てた手紙で初めてこの新語を使い、1869年には匿名で刑法175条の前身となったプロイセン刑法143条の撤廃を求めるパンフレットを発行している。これ以後、かねてより使用されていた「男色(Päderastie)」、「ソドミー」などに加えて、「ウルニング」と「同性愛」の二つの語も同性間の欲望、性行為を示す言葉として、性科学の著作内で散見されるようになる。

このウルリヒスの理論的継承者に当たるのが、ヒルシュフェルトである。彼もまた、同性愛とは生まれながらの性質であり、それゆえに彼らの権利を保証してしかるべきであるという立場を表明した²⁰。先天/後天説の議論の決着はつかなかったものの、同性愛が病気ではないというヒルシュフェルトの主張は次第に性科学者の中で共有されるようになった。しかし、ヒルシュフェルトもまた、同性愛の病理化から完全に自由ではなかった。

1907年6月29日に『未来』にヒルシュフェルトが寄稿した記事「普通の人と同性愛者」では、同性愛者の解放は、「家庭内スキャンダル」と、「不幸な結婚」の二つの観点から「普通の人」一ここでは異性愛者を意味する一にも重要な問題だと指摘し、この両方を回避するために、刑法175条を撤廃し同性愛者への社会的差別をなくす必要性を訴えている。ここでの「家庭内スキャンダル」とは、身内に同性愛者がいることで、家族が社会的立場を失ってしまう現象を意味し、「不幸な結婚」は、結婚相手に自身が同性愛者であることを告げずに偽装結婚した結果、その結婚が不幸な結末を迎える現象を指している。ヒルシュフェルトはこの二つの観点のどちらも優生学に関わる問題だと指摘する²¹。

特に注目したいのは、後者の「不幸な結婚」である。ヒルシュフェルトによると、同性愛者は優れた健康な子孫を残す国家の「維持者」にはなり得ない。その論拠として、

「不幸な結婚」によって誕生した子どもが、売春婦になった事例と、精神病院送りになった事例を挙げている。加えて、「退化と生殖衛生学の観点からは、少なくとも、同性愛者と同性の間の性交は、同性愛者と異性の間の性交よりも危険が少なく、注意を払う価値も少ない」と述べた上で、「もし175条が、例えば、明白に同性愛者である者の結婚の禁止によって置き換えられるならば、思うに、普通性愛者と同性愛者の両方にとって同じように役立つだろう」と記し、刑法175条の撤廃の交換条件として、同性愛者の結婚の禁止を提案している22。

同性愛は病気ではないと主張しながらも、ここでは、同性愛者と異性の間の性行為は、「退化と生殖衛生学の観点」から見ると危険であり、両者の性行為によって誕生した子どもは精神的に不健康であるという結論が引き出されている²³。そのため、ヒルシュフェルトも優生学の影響を確かに受けていたことが確認できる。

2.2 性規範

それでは、ヒルシュフェルトの同性愛理解は具体的にどのようなものだったのだろうか。19世紀後半のドイツでは、市民的価値観に基づく男性性、ないしは女性性が規準とされていた。この男女二元論の前提にあって、同性愛者は性規範から逸脱した存在であり、「異常」な存在だと見做された。そのことは、同性愛を取り締まる刑法175条の条文が、男性同士の「自然に反する淫行」を禁止したことからも確認できる。

こうした状況を鑑みて、ヒルシュフェルトは同性愛とは 生物学的に説明可能な生得的な性質であり、「自然」であ ると訴えた。1896年の『サッポーとソクラテス』では、発 生学に依拠しながら、「原基において、全ての人間は身体 的にも精神的にも半陰陽者 (Zwitter) である」という見解 を示した。後になると、これをさらに発展させ、「完全な 男性」と「完全な女性」の間に、「第三の性」=「中間性 (sexuelle Zwischenstufen)」が存在するという「性的中間段 階説」と呼ばれる理論を提唱した。男性的特質と女性的特 質の混合比から、当時「性的倒錯者」と見做されていた 様々な人々―同性愛者、両性愛者、服装倒錯者など―の解 明を試みた24。1905年になると、同性愛者は、男性的特質 と女性的特質の割合が33 1/3から66 2/3の間に位置する人 だと考えられ、「完全な男性」と「完全な女性」とは想像 上の産物に過ぎないとされた。いずれにせよ、彼の理論 は、ア・プリオリに男性的特質と女性的特質が定められて おり、前者をより能動的なもの、後者を受動的なものと見 做している点は注意が必要である25。

したがって、ヒルシュフェルトの「第三の性」は、男性 同性愛者に、男性異性愛者以上の女性的特質を認めるもの であり、男性同性愛者は女々しい存在であるというステレ オタイプを助長する結果となった。

2.3 友情

同性愛を解明する上で重要だった三番目の論点は、友情との相違である。ヒルシュフェルトも「エロティックな感覚とエロティックではない感覚の厳格な違い、すなわち友情と愛情の明確な相違は、根本的な問いであり、それどころか性科学の主眼そのものであり、この問題の解明のためには避けては通れないものである²⁶」と述べている。

ヒルシュフェルトは二度目のハルデン・モルトケ裁判に おいて、最初の裁判における自身の鑑定結果の撤回の弁明 の際に、友情と愛情の相違に関する重要な発言をしている。

無意識で純粋に精神化された同性愛が存在するということは疑いようもありません。… [中略] … [精神化された同性愛の] 素質のある者は、自ら錯覚を抱き、錯覚しようと試みるのです。そうして、おそらく彼は彼の愛情を友情と見做し、友情の性質をその中から探し出すのです。そして、それにより好意の強さを自ら、また、他者に説明しようと試みるのです。

第三者にとってはしばしば、強力な友情と愛情の客観的な違いをつきとめるのは非常に困難です。我々はこの際に、感情表現(Gefühlsäußerung)に基づいた心理的な手法のみ用いることができます。…[中略]…具体的事例の中では、感情の調子(Gefühlston)と比べると、感情の方向(Gefühlsrichtung)と感情の強度(Gefühlsstärke)はそれほど重要ではありません。当該の事例では、友人同士が異常に親密だったことを認めなければなりません²⁷。

ここでヒルシュフェルトは、自らが同性に抱いている感情を愛情ではなく、友情だと錯覚して生活している「無意識で純粋に精神化された同性愛」者の存在に言及している。このヒルシュフェルトの鑑定の理論的支柱は、1906年の論文「愛情の本質に関して」で確認できるが、とりわけ、愛情と友情の区別は第3章「愛情の段階」で詳しく論じられている。ここで導入されたのが「感情の方向」、「感情の強さ」、「感情の調子」である。

ここでのヒルシュフェルトの議論は、愛情をエロティックな魅力として位置づけ、この魅力を三段階に分けることで展開される。エロティックな魅力の第一段階では、「知覚の活性化の無意識的発生28」が問題となる。これは、第一に視神経、第二に聴神経、嗅神経の知覚であり、ここでは身体的な接触は伴わない29。それに対して、エロティックな魅力の第二段階は、抱擁やキスなどの肌の接触によって惹起される。ここでは、多くの場合、愛情の第一段階で感じた快感は衝動に転化する30。また、第三段階は、生殖

段階に属する。これは、射精オルガスムスによって、高まり続ける緊張を解放したいという衝動である。一目見た場合は、軽度の快感が得られ(第一段階)、身体的接触の際には、より強い快感(第二段階)、オルガスムスに達すると最も強い快感が得られる(第三段階)。この愛情の三段階は、絶頂へと至るまでを段階分けしているわけだが、これらは強度は異なっていても同一の感覚として位置付けられる。

愛情を三段階に区別することにより、明瞭になるのは友情との相違点である。ヒルシュフェルトは、愛情と友情は根本的に全く異なる知覚が問題となっており、これらは、「感情の強度」の違いではなく、「感情の調子」がそもそも異なるのだと分析する。これは二度目のハルデン・モルトケ裁判でも展開された主張である。それでは、「感情の調子」とは何を意味するのだろうか。

「感情の調子」が意味するところの解明には、第二段階の説明が有効であろう。例えば、同じ抱擁であっても、親族間の抱擁と、恋愛状態にある者同士の抱擁は違った意味を持つとされる。前者は、単に共感の象徴であり、これは連帯の外的な印、しきたりであるとヒルシュフェルトは述べる。一方、後者は、血管神経の反射を引き起こし、快感を高める接触である。すなわち、前者は性的ではない共感であり、後者は性的な共感である。この共感の質の相違がヒルシュフェルトの主張する「感情の調子」の相違である。

第二段階ほど、感情の調子の違いが明確ではないのが第一段階である。ヒルシュフェルトも、愛情の第一段階は、完全に純粋な精神的な友情の印象を与えることもあり、それは専門知識を持たない第三者だけでなく、本人さえもその知覚のエロティックな言外の響きを見落としてしまうほどであると述べる。この第一段階の愛情と友情の微妙な相違を区別せず、これらを連続する感情として議論を進めたのが後述するフリートレンダーである。

それではヒルシュフェルトは愛情と友情の違いをどのように「科学的」に根拠づけたのであろうか。彼は愛情、すなわち性的欲求を、神経系を通じて流れる分子運動と規定し、これを生理学的に説明する。彼は、全ての感覚は外的刺激が加わった際に、それぞれ固有の感覚受容器を通じて、刺激として認知されるという当時の発明から、性的な知覚も同様に、固有の感覚受容器、すなわち固有の感受性と感度の知覚物質を伴った「性細胞」を通じて伝達されると仮定する³¹。つまり、エロティックな興奮を伴う愛情と、そうではない友情の違いは、この特別な受信局である「性細胞」を経由するか否かであると結論付けている。

ヒルシュフェルトのこの「科学的」な解釈に基づく、愛情と友情の境界の画定を念頭に置いて、彼の鑑定結果に再び立ち返ってみると、彼が主張した「精神的同性愛」は後述するブラントの「友情愛」とも、フリートレンダーの

「生理的友情」とも本質的に異なることが明らかになる。 ヒルシュフェルトにとって、「無意識で純粋に精神化された同性愛」者とは自らの同性愛を否定し、それを友情であると錯覚する者のことであり、しばしばその判別が難しくとも、友情と愛情は確かに別の領域に属するものであった。

しかしながら、友情と同性愛の境界は性科学者の間でも 異なる理解が展開されていた。例えば、ヒルシュフェルト と同僚であり、当時「委員会」の副代表を務めていたゲオ ルク・メルツバッハ (Georg Merzbach, 1868-1939) はヒル シュフェルトとは異なる見解を示した。彼は著書『モルト ケ事件の心理学に関して』で、ヒルシュフェルトの裁判内 の鑑定結果に反駁を加えた32。メルツバッハは、モルトケ とオイレンブルクの間の友情関係を「美しく、純粋で、理 想的」なものと見做し、この友情関係は「恐らく今日の凡 人たちには理解できないように思われるかもしれない」と 述べる。この「精神的に非常に高貴な男性同士」の友情関 係は、時空を超えて、今日まで変わらず継承されてきたと いう。メルツバッハはここで、貴族的・自然主義的な「超 耽美主義者」の友情関係と、近代の「凡人」の市民的・物 質的友情関係とを分けた上で、オイレンブルクとモルトケ の友情関係を、近代における古き良き友情の残存として評 価し、両者は同性愛者ではないと結論づけている33。

したがって、友情と同性愛の境界の画定に関しては、性 科学者間、それも同じ「委員会」内であっても統一した見 解が示されていたわけではなく、ヒルシュフェルトの裁判 内での鑑定結果は一部から批判を受けた。

2.4 刑法175条撤廃運動

「委員会」の活動の眼目は刑法175条の撤廃であった。彼らは目標達成のために、同性愛をめぐる「科学的」な知を、機関紙の『年鑑』の出版を始め、その他多くの著作物の発行によって伝えることに勤しんだ。また、定期的に講演会を開催して、教養市民層だけでなく、労働者階級にも175条撤廃の必要性を訴えた。しかし、法改革実現のために取られた最も直接的な方途は、請願活動であった。

オイレンブルク事件が起こる1906年までに、「委員会」は1897年、1898年、1900年、1904年の計4回、175条撤廃を求める請願書を帝国議会に提出している。「委員会」は芸術・文化・学問・政治の各分野の著名人からの請願賛同を獲得し、1906年には6,000人の署名を集めたとされる³⁴。

とりわけ、初めて175条撤廃要求が帝国議会に持ち込まれた1897年の請願運動は意義深い。1897年12月に帝国議会と連邦参議院に提出された請願書には、当時既に同様の刑法を撤廃していたフランス、イタリア、オランダに倣って、ドイツも175条を撤廃すべきだと主張された。また、科学的研究によって、同性愛は普遍的な現象であり、「生まれつきの素質の内奥の表れ」として国際的に認識されて

いること、加えて、同性愛は胎児期に由来する現象であり、「道徳的な罪」ではないことが強調された35。概ね、1896年の『サッポーとソクラテス』の主張に依拠したものであった。

翌年、1898年1月13日に帝国議会で、撤廃要求署名擁護のために演壇に立ったのは、ドイツ社会民主党の党首でヒルシュフェルトと学生時代から親交のあったアウグスト・ベーベル(August Bebel, 1840-1913)であった。ベーベルは、175条の存在は公共の利益を損なうばかりか、同性愛恐喝の温床となるばかりであると主張した。また、同性愛の蔓延状況から推察するに、刑法を施行するのは実質不可能であり、実際、警察は多くの場合、違反者を逮捕せずに、リストに彼らの名前を記録しているのみであると発言している。さらには、刑法を施行しようと試みるならば、ベルリンだけでもさらに二つの刑務所を新たに設置する必要があるだろうと述べた36。

ベーベルのこの発言は、刑法を施行する上での問題点を 指摘するにとどまっており、請願書に記されたような、同 性愛差別を根絶し、同性愛の「正しい」理解を広めようと する「委員会」の意図を正確に反映させたものだったとは 言い難い。結局、このベーベルと「委員会」の協同の取り 組みも虚しく、ドイツ保守党議員マルティン・シャル (Martin Schall, 1844-1921)を筆頭に、多くの批判に晒され、最初の請願運動は、一後の請願運動同様に一失敗に終わってしまったものの、その後の同性愛解放運動の道筋を 規定する上で、重要な一幕であったと言えるだろう。

第3節 男性文化の言説 - 「アイゲネ共同体」を中心に

本節では、ブラントが代表を務めた「共同体」の思想と活動を分析する。前節同様に、(1)脱病理化、(2)性規範、(3) 友情、(4)刑法175条撤廃運動の4つの観点を用いることで、「共同体」と「委員会」の相違点を比較検討する。

ヒルシュフェルトが『サッポーとソクラテス』を出版した1896年、ブラントは『デア・アイゲネ』の発行を始めた。『デア・アイゲネ』は財政難による中断や、度重なる形式の変更などを伴いながらも1932年まで出版された世界最初の同性愛雑誌であった。

アドルフ・ブラントは、ガラス職人の息子として1874年にベルリン東部のヴィルヘルムスハーゲン³⁷に生まれた。アナーキスティックな言論や、隣接したフリードリヒスハーゲンのボヘミアンとの交流のために教師の職を辞めざる得なくなった後、彼はベルリンで本屋と出版社を開業した。同性愛の運動家として、活動を始めたのも1896年からである。ブラントもまた、ヒルシュフェルトの『サッポーとソクラテス』を読み、彼に賛同し、「委員会」の設立に

携わった一人であった。しかし、1903年になると、ブラントは同性愛理解の相違からヒルシュフェルトと決別し、「委員会」から脱退、同年、「アイゲネ共同体」を結成する運びとなった。

3.1 脱病理化

医学を筆頭に、様々な学問が同性愛を市民的価値観のアンチテーゼとして捉え、同性愛に「倒錯」や「病気」の烙印を押した一方で、病理化を退け、男性同士の親密な関係を擁護・賛美した人々も存在した。その最たる集団がブラント率いる「共同体」である。『デア・アイゲネ』は当初、アナーキスト雑誌として出発した。

雑誌名『デア・アイゲネ³8』は、哲学者マックス・シュティルナー(Max Stirner, 1806-1856)の1844年の著作『唯一の我とその全て(Der Einzige und sein Eigentum)³9』に由来する。Einzige とはドイツ語で「ひとつだけの、唯一の、比類ない、卓越した」を意味する形容詞 einzig の名詞化である。一方、Eigentum とは、直訳で「所有物、財産」を意味する。シュティルナーは本著作で、宗教的な法や世俗の法に加え、道徳や、合理主義、あらゆるイデオロギーに個人が従属することを拒絶した⁴0。シュティルナーのこの「唯一の我」と「その全て」を統合して造られた造語が「アイゲネ」である。

シュティルナーと並んで、雑誌の性格を規定したのは ニーチェの影響である。実は4月の創刊の前に、ブラント は1896年3月3日に同じく『デア・アイゲネ』と題された雑 誌を発行している⁴¹。この雑誌の題目の下には、副題とし て「万人のための、そして誰のためでもない雑誌」と記さ れており、これは『ツァラトゥストラかく語りき』へのオ マージュとなっている。同号にはブラントによる「超人」 という詩も掲載されている。1896年4月号以降も、シュ ティルナーとニーチェの影響は一貫して確認できる⁴²。

雑誌が同性愛的色彩を帯びるのは1898年のことである。 1898年8/9月号の「我々の運動について」では、「我々はあ らゆる形式の法を軽蔑する⁴³」といった創刊当初の姿勢に 加え、次のような性的自由への表明も新たに確認できる。

デア・アイゲネは、新たな社会的関係の開拓―これは性的自由にも何の制限も加えない。性的悦びはもっぱら、個人的な取り決めに委ねられる。―に実質的に協力する。これに賛同する者はぐずぐずしてはいられない! 我々に加わるのだ4!

この新たな方向付けに際して、決定的影響力を持ったのは、画家で詩人のエリザー・フォン・クプファー(Elisar von Kupffer, 1872-1942)による1899年の記念碑的な論文「寵児愛の倫理・政治的意味」であった。クプファーは医

学的な「同性愛」の語を使用する代わりに、「寵児愛 (Lieblingminne)」と「友情愛」の二つの概念を導入した。「寵児愛」は古代ギリシャの少年愛を指し、「友情愛」は18世紀後半に流行した友情崇拝を模範とした友人間の愛情を指す概念である。クプファーはここで、ヒルシュフェルトの「第三の性」理論に反対し、「今日の科学時代の有害な病気主義と戦わなければならない」と言明している。彼によると、性科学の知見は「病的でくだらない作り話の瓦礫の山」に過ぎず、それらは「我々の文化には何の役にもたたない」。そして、「最も腹立たしいのは、それに伴い、この豊かな精神の持ち主と英雄が、ウルニングのペチコートの中でほとんど再認識できないよう歪曲されていることだ」と批判を加えている。

以上見てきたように、『デア・アイゲネ』は、男性同士の愛情を「寵児愛」、ないしは「友情愛」と見做し、医学的な「同性愛」の概念を退けることで脱病理化を図った。この背景には、シュティルナーとニーチェの影響もあった。

3.2 性規範

『デア・アイゲネ』のメンバーは、それまでの同性愛の女性的なイメージの払拭を目指し、自らをより男性的な存在として打ち出した。この際に彼らが理想として掲げたのは、古代ギリシャの美の価値観であった。既存の性規範との差別化のために、『デア・アイゲネ』では、性規範に則った上で、女性に対する男性の重要性を説く手法が取られた。例えば、先に挙げたクプファーの論説は、「遺憾なことに、我々は非男性的な時代に生きている」という言明から始まり、彼は同時代に台頭した女性解放運動に対抗する形で、「男性文化復活のための男性解放」を訴えた46。この際、クプファーが「男性文化の復活」に必要だと考えたのが「寵児愛」と「友情愛」である。それはこの二つが国家と文化にとっての強力な構成要素であるという理由によるものであった。

もし実際、寵児愛(そして友情愛)が、通常の女性間の愛(Frauenminne)よりも、国家や健康、道徳に害を及ぼすと疑う余地のない場合、…[中略]…私はその制限を求める最初の一人となるだろう。…[中略]…男性と男性の、男性と青年の、また、青年と青年の間の親密な関係が、国家と文化の強力な構成要素とあると考えるからこそ、公共の福祉と個人の自由な発展のために、私はこの難しい仕事を引き受けたのだ⁴7。

国家と文化の担い手としての男性に対し、クプファーは女性の一義的な役割を母親に限定した48。クプファーに依拠しながらも、女性により寛容な見解を示し、男性文化と女性解放運動の協調を唱えた医者エドヴィーン・バープ

(Edwin Bab, 1882-1912) のようなメンバーもいたが、こう した見解は「共同体」では少数派であった⁴⁹。

クプファー以上に、激しい女性嫌悪を露わにしたのは、 哲学者で生物学者のベネディクト・フリートレンダー (Benedict Friedlaender, 1866-1908) であった。彼は、1904 年の著作『ウラニオス・エロスのルネッサンス』におい て、自然科学的根拠に基づいた共同体理論、「生理的友情 (physiologischen Freundschaft)」を提唱した。彼は、男性同 士の親密な友情関係を「人間の正常な根本欲求」と見做 し、この男性間の愛情は「政治的、愛国的活動の素因」で あると主張した50。さらに、彼は同性愛者と異性愛者を明 確に区別することを退け、男性同士の欲望を連続性の中で 捉えることで、実際のところ、男性間の友情の全てが愛情 の一形態であると唱えた51。加えて、多くの男性は多かれ 少なかれ両性愛者だという仮説も打ち出された。この仮説 により、男性は女性との間で種の保存に貢献すると同時 に、男性同士で紐帯を結び、国家を維持することも可能で あると論じられた52。後者の男性同士の愛が損なわれると、 国家はたちまち崩壊し、個々の家族の集合に過ぎなくなる と主張することで、フリートレンダーは、同性愛者は生殖 不能であるがゆえに国家の繁栄に貢献し得ないという優生 学の批判も上手くかわした。

それに対し、「女性の影響、風紀への隷属、権威崇拝の三つの結合」が、男性の自由を蝕むとされた⁵³。とりわけ、女性は国家の安全と未来を脅かす危険な存在として攻撃された⁵⁴。フリートレンダーは、家庭よりも国家に高い価値を認めた上で、前者の担い手である女性は動物に近しい原始的な存在であり、後者の担い手である男性同士の愛は生殖には結びつかないものの、社会原理の基盤であると説明した⁵⁵。

したがって、フリートレンダーを筆頭に、『デア・アイゲネ』のメンバー内で共有された女性嫌悪は、当時新たに台頭した女性運動への対抗運動としてこの「共同体」の活動を位置付けることを可能にする。これは、女性解放運動と協力して同性愛解放運動を促進した「委員会」とは正反対の態度であった56。

3.3 友情

1903年5月1日に「共同体」が組織されると、『デア・アイゲネ』に加えて『アイゲネ共同体』の出版も始まった57。ブラントが訴追された裁判の前年に当たる1906年には3つのパンフレットが出版された。1906年8月号の『アイゲネ共同体』の裏表紙に記された「我々の目標」は、「共同体」の方針を端的に示している。

我々の目標:現代の女性化、教条化、風紀化に断固反対し、「アイゲネ共同体」は友情と自由を奨励する。

男性の美しさに悦びを、男性の官能に悦びを ―国家と文化の繁栄と成長のために58

ここで見られる女性嫌悪、キリスト教的価値観の批判、上品で欺瞞に満ちた道徳観への批判は、先に確認したフリートレンダーの主張を踏襲している。シュティルナーに倣った個人の自由の希求に加えて、「共同体」の活動の中で絶対的価値を持ったのは、友情関係の賛美である。クプファーが「寵児愛」と共に掲げた概念であり、ブラントがより頻繁に使用した「友情愛」とは何を意味するだろうか。

「友情愛」とは、元々、ジャン・パウル(Jean Paul, 1763-1825)による造語で、男性同士の友人間の愛情を意味するが、これは18世紀後半のロマン主義運動期、とりわけシュトゥルム・ウント・ドランクで見られた友情崇拝の文脈で使用された言葉である59。19世紀後半に近代化が進展すると、世紀転換期にはその対抗運動が次々に興隆する。ワンダーフォーゲル運動や裸体主義運動がこの最たる例であるが、「共同体」の運動もそのうちの一つとして認識可能であろう。「共同体」のニーチェ賛美や「友情愛」崇拝は、新ロマン主義の典型的な特徴だと言える。

ブラントは「友情愛」をクプファーの議論に依拠しながら、何よりも「同性愛」、とりわけ、ヒルシュフェルトの「第三の性」の対抗概念として使用している。それが顕著に表れているのが1906年9月号の『アイゲネ共同体』である。論説「偽文化と同性愛」では、ブラントは「共同体」の活動が刑法175条の撤廃を妨げているという批判に対し、自分たちではなくむしろ「委員会」の活動こそが175条撤廃運動を難航させているのだとこれを反駁している⁶⁰。その際に、批判の矛際は、ヒルシュフェルトの1904年の著作『ベルリンの第三の性』へ向けられた。ブラントは、『ベルリンの第三の性』は「荒れ果てた飲み屋と低級な酒場の生活の気楽で広大な記述」に過ぎないと非難し、そこに「友情愛の風刺画」と「非科学的であると同時にセンセーション好きなプロパガンダ」を見てとった⁶¹。

[ヒルシュフェルトは、] 低級な酒場や低俗な飲み屋で見つかるような人々を資料にするのではなく、むしろ文化史の輝かしい実例から、友情愛の道徳的・社会的価値を証明し、国家が自らの利益のために、女性への愛と同じ法的自由を友情愛にも認めるよう国家に働きかけるべきであった 62 。

『ベルリンの第三の性』はヒルシュフェルトが一般向けに 記した大都市ベルリンに生きる同性愛者の生活を紹介した 著作であり、ここでは同性愛者たち一とりわけ「女性的」 な男性同性愛者たち一の集う飲み屋やパーティーの様子も 描写された。ブラントはこのような「女性的」な男性同性 愛者たちの実態に紙幅を割き、「友情愛」の実像を歪めるのではなく、むしろクプファーが示したような「友情愛の道徳的・社会的価値」を証明すべきだったと苦言を呈している^G。

したがって、ブラントにとって、「友情愛」とはヒルシュフェルトが描き出したような女性的な同性愛者像へのアンチテーゼであり、決して忌み嫌われるものでもなく、その「道徳的・社会的価値」が認められるべき同性の友人間の崇高な愛だったと言えるだろう。

3.4 刑法175条撤廃運動

「委員会」と「共同体」は、刑法175条との取り組みにおいても異なる道筋を辿った。まず、「委員会」があくまでも科学的見地からの発言にとどまったのに対し、「共同体」は、著名な政治家や実業家の同性愛の暴露を行った。また、性科学の著作がその学術的価値のために、刑法184条の検閲対象から免れたのに対し、『デア・アイゲネ』はしばしば、刑法184条の篩に掛けられることとなった。「共同体」と刑法175条の取り組みは、この184条との関連で考察される必要がある。

1902年にヒルシュフェルトの宿敵である性科学者アルバート・モルが同性愛解放運動の新たな戦略を打ち出すと、ブラントはこれに共鳴した⁶⁴。モルは刑法175条撤廃のためには、「同性愛で有名で、そして彼の同性愛を容易に証明できる人物を、公に名指しで告発するだけで良いのだ」と主張し、「目的のために手段を選ばない手法(Wegüber Leichen)」と自身で名付けた戦略を掲げた⁶⁵。この戦略は今日ではいわゆるアウティングに当たる⁶⁶。ブラントはモルの戦略に感銘を受け、実際に、1904年にカトリック中央党の議員カプラン・ダスバッハ(Kaplan Dasbach, 1846-1907)の同性愛を告発している。1907年のビューロの同性愛の告発もこの戦略に基づいていた。

ブラントによる著名人の同性愛暴露に加えて問題となったのは、雑誌『デア・アイゲネ』そのものだった。1900年、及び、1903年に、『デア・アイゲネ』に掲載された詩や論説、挿絵が、刑法175条との関連で、猥褻物を取り締まる刑法184条に抵触しているとして没収処分を受けている。ブラントは両年とも出版人として起訴され、有罪判決を受けた。

こうして検閲対象となる中で、刑法175条撤廃という目標の占める位置にも変化が見られた。1903年のバープによる論説「女性運動と男性文化」では、「委員会」と『デア・アイゲネ』の運動の相違点が175条撤廃運動の観点から指摘されている。彼によると、175条撤廃は確かに、男性文化運動も求めるところであるが、それはあくまで二義的な価値を持つに過ぎない。『デア・アイゲネ』は、「寵児愛」の繁栄を一番の目標として掲げているが、175条が存

在する限りは、「寵児愛」が悪徳と見做されてしまうため、 男性文化運動の観点からも175条撤廃を求めなければなら ないと主張している⁶⁷。

実際に猥褻物と見做され刑罰の対象となったことと等しく重要なのは、人々の意識下に検閲が内在化し、作家や出版社がいわゆる自主規制を行った点である。彼らは自身の著作や演劇作品に度々修正を加えた⁶⁸。当初は175条撤廃を一義的な目標として掲げていた「共同体」が、それを二義的な目標として位置付け直したこと一少なくともそう主張したこと一は、この検閲事情からも説明可能であろう。

結成以来、175条撤廃に向けて猪突猛進し続けた「委員会」に対し、1907年の裁判以降、「共同体」は175条撤廃を大々的に主張することはなくなり、男性文化を称揚する文学雑誌として活動を続けることとなった。

おわりに

以上見てきたように、ヒルシュフェルト率いる「委員会」とブラント率いる「共同体」は、同性愛/友情愛の脱病理化を目指し、刑法175条撤廃を目指した点では共通していたものの、その理解と手法は異なっていた。前者は「性的段階中間説」に基づき、同性愛を「第三の性」と見做したが、後者は古代ギリシャと18世紀後半の友情崇拝に依拠して「寵児愛」と「友情愛」を賛美し、男性同士の親密な関係を友情の範疇で捉えた。

オイレンブルク事件の一連の裁判で、法廷を駆け巡った 同性愛に関する言説は、その後、マスメディアを介して、 ドイツ市民社会に氾濫した。市民社会の激しい同性愛嫌悪 に晒された結果、政治の要職にあった「円卓」の一員たち は社会的信用を失い、政治の表舞台から退くことを余儀な くされた。世紀転換期において、オイレンブルクやモルト ケが主張したような男性同士の親密な友情関係を理想とす る貴族的な男性性の在り方は、最早覇権的な男性性ではな かった。

「委員会」の活動も苦境に陥った。ハルデン・モルトケ 裁判において、ヒルシュフェルトが鑑定結果を撤回する と、マスメディアはこれを強く批判し、運動はそれ以後求 心力を失った。ヒルシュフェルトはその後も、刑法175条 撤廃運動を続けていくが、175条が完全撤廃されるのは、彼が亡くなってさらにしばらく経った1994年のことであった。その意味では、ヒルシュフェルトの刑法175条撤廃という目標は失敗したと言わざるを得ないだろう。

「共同体」の活動も困難を極めた。ブラントは度重なる裁判での罰金支払いのため慢性的に財政危機状態にあったが、1908年に有罪判決が下されると、『デア・アイゲネ』の出版はいよいよ困難になった。特別号の出版などは再開されたが、彼が再び『デア・アイゲネ』の定期的な出版を

再開するのは1919年まで待たなければならなかった。ブラントの裁判での主張は支持を獲得することはなく、結果的にこの裁判はブラントの社会的信用を大きく損なった。彼の運動が教養市民層から支持を得る可能性が閉ざされただけでなく、「共同体」の存続さえも危ぶまれた。

したがって、オイレンブルク事件は、同性愛解放運動にとっては分水嶺となり、その後の刑法175条撤廃運動の道筋を決定付けた。オイレンブルク事件の高度に政治的な性格は、広く社会的な関心を集めたが、これは、当初事件を自身の同性愛/友情愛理解を開陳する好機と捉えたヒルシュフェルトやブラントの意に反して、運動に大打撃を与える結果となった。事件を境に、同性愛解放運動は失速し、帝政期においては、運動が事件以前の高まりを見せることはなかった。

忘れてはならないのは、以上考察したような男性間の欲望をめぐる様々な知見は、裁判以前に既に提示されていた見解がそのまま裁判に反映されたわけではなく、まさしく裁判内での審議を通じて、男性間の欲望に関する新たな知が再創出されたという点である。加えて、審議を受け、その応答として裁判の外部でも新たな議論が展開されたという事実も見過ごしてはならない。それは、メルツバッハがヒルシュフェルトへの批判として『モルトケ事件の心理学に関して』を執筆したことからも明らかである。裁判は新たな文筆活動や講演活動の源にもなったのである。

[付記]

本論は日本学術振興会科学研究費助成事業(特別研究員 奨励費:研究課題番号 21J14969)の研究成果の一部であ り、ドイツでの史料調査に東京大学ドイツ・ヨーロッパ研 究センター奨学助成金(ZSP)を受領した。

¹ Domeier, Norman, Der Eulenburg-Skandal: Eine politische Kulturgeschichte des Kaiserreichs, Frankfurt am Main 2010.

² 刑法175条の条文は次の通り。「自然に反する淫行は、男性間でなされた場合でも、男性と獣との間でなされた場合でも、禁固刑に処せられる。また、それに加えて、公民権の剥奪を言い渡すこともできる。」

³ ベルリン州検察庁がモルトケの公訴申請を退けたため、この裁判は民事裁判として争われた。 Domeier, op. cit., S. 97.

⁴ Hecht, Karsten, *Die Harden-Prozesse: Strafverfahren, Öffentlichkeit und Politik im Kaiserreich*, Jur. Diss. München 1997, S. 174.

⁵ Jahresbericht 1906/08, in: Jahrbuch für sexuelle Zwischenstufen mit besonderer Berücksichtigung der Homosexualität, S. 649; 先行研究においては、これは背後で皇帝の力が働いたためだと推察されている。Roper, John Herbert Jr., The Gemeinschaft der Eigenen and the Cultural Politics of Homoeroticism in Germany, 1896-1933, His. Diss. Pennsylvania 2014, p. 151.

⁶ Winzen, Peter, Das Ende der Kaiserherrlichkeit: die Skandalprozesse um die homosexuellen Berater Wilhelms II. 1907–1909, Köln 2010, S.

188.

- ⁷ Herzer, Manfred, *Magnus Hirschfeld und seine Zeit*, Berlin/Boston 2017, S. 171; Winzen, *Das Ende der Kaiserherrlichkeit*, S. 198.
- ⁸ Das Urteil in: *Vossische Zeitung*, Nr. 5, vom 4. Januar 1908, S. 1-2; Hecht, *Die Harden-Prozesse*, S. 320-321.
- ⁹ Hecht, op. cit., S. 237.
- ¹⁰ Der Prozess Bülow-Brand, in: *Berliner Morgenpost*, Nr. 262, vom 7. November 1907, S. 2.
- 11 Ibid.
- ¹² Ausser Leichen, in: *Vossische Zeitung*, Nr. 524, vom 6. November 1907, S. 13; Der Prozess des Fürsten Bülow, in: *Berliner Tageblatt*, Nr. 566, vom 6. November 1907, S. 3.
- Herzer, op. cit., S. 47; 星乃治彦『男たちの帝国―ヴィルヘルム2世からナチスへ』岩波書店、2006年、69-70頁。
- ¹⁴ Hirschfeld, Magnus, [Ramien, Th. pseud.], Sappho und Socrates, Wie erklärt sich die Liebe der Männer und Frauen zu Personen des eigenen Geschlehcts?, Leipzig 1896.
- ¹⁵「委員会」は最大で700人の会員数を誇り、ドイツ、オーストリア、オランダに25の地方支部を持った。Roper, op. cit., p. 32; Dose Ralf, Willis, Edward H. (Trans.), *Magnus Hirschfeld and the Origins of the Gay Liberation Movement*, New York 2014, p. 42.
- ¹⁶『年鑑』は、1899年から1923年まで23巻出版された。Dose, op. cit., p. 49.
- ¹⁷モッセ、ジョージ・L 著、佐藤卓己、佐藤八寿子訳『ナショナリズムとセクシュアリティ―市民道徳とナチズム』柏書房、1996年、50頁。
- 18 これは、プラトンの『饗宴』に登場する概念であり、異性愛を 司るヴィーナス (金星) に対して、同性愛を司るウラニア (天皇 星) に由来する。Beachy, Robert, *Gay Berlin*, New York 2014, pp. 17-18
- 19星乃、前掲書、65-68頁。
- ²⁰ 後天説の論者としては性科学者アルバート・モル(Albert Moll, 1862-1939)が挙げられる。また、先天説を支持した人の中には、先天説を支持した上で、真の同性愛と、偽の同性愛を分けて考え、後者を批判する者もいた。ブロッホの『我々の性的生活』が一例として挙げられる。Bloch, Iwan, *Das Sexualleben unserer Zeit in seinen Beziehung zur moderner Kultur*, Berlin 1907, S. 588-606, s. S. 590.
- ²¹ Hirschfeld, Magnus, Die Normale und die Homosexuellen, in: *Die Zukunft*, Bd. 59, vom 29. Juni 1907, S. 450-455, s. S. 450-452.
- ²² Hirschfeld, Die Normale und die Homosexuellen, in: *Die Zukunft*, S. 451-452.
- ²³ Ibid.
- 24 ヒルシュフェルトは(1)生殖器、(2)その他の身体的特質、(3)性欲(性的指向)、(4)その他の精神的特質の4つの指標に基づいて、男性、女性、「性的倒錯者」を判断した。Dose, op. cit., pp. 68-74.
- ²⁵ Herzer, op. cit., S. 119.
- ²⁶ Hirschfeld, Magnus, Sexualpsychologie und Volkspsychologie. Eine epikritische Studie zum Harden-Prozess, Leipzig 1908, S. 24.
- ²⁷ Ibid., S. 10-11.
- ²⁸ Vom Wesen der Liebe, in: *Jahrbuch für sexuelle Zwischenstufen mit besonderer Berücksichtigung der Homosexualität*, Vol. 8, S. 37.
- ²⁹ Ibid.
- ³⁰ Ibid., S. 45.
- ³¹ Ibid., S. 60-62.
- 32 実は、メルツバッハもヒルシュフェルト同様に、最初のハルデン・モルトケ裁判で鑑定人の任を担った。原告モルトケ側の鑑定人として、メルツバッハはモルトケを一時的な「精神的インポテ

- ンツ」であると判断し、同性愛ではないと結論付けた。彼のこの鑑定結果は、法廷外で示された証拠に基づいているとして抗議を受け、裁判内では無効化された。Hecht, op. cit., S. 138-141.
- ³³ Merzbach, Georg, *Zur Psychologie des Falles Moltke*, Leipzig/Wien 1907/1908, S. 32.
- 34 請願同意書は、1899年には、バイエルン、バーデン、ラインラントの7,500人のカトリック司祭に、1900年には、2017人のドイツの日刊新聞の記者に、1901年には、800人のドイツ裁判官に、1902年には、7,300人のドイツ人弁護士に、1903年には、25,000人の学校関係者に、1904年には、28,680人のドイツ人医師に送付された。こうして、請願書同意書は5年以内に、60,000通送付された。Lehmstedt, Mark, Bücher für das "dritte Geschlecht": Der Max Spohr Verlag in Leipzig. Verlagsgeschichte und Bibliographie (1881-1941), Wiesbaden, 2002, S. 84; Beachy, op. cit., pp. 93-94; Mancini, Magnus Hirschfeld and the Quest for Sexual Freedom: A History of the First International Sexual Freedom Movement, pp. 90-91.
- 35 しかしながら、例外として、性行為が(1)暴力が行使された場合、(2)16歳未満との場合、(3)公序良俗に反した場合(刑法183条の抵触を意味する)に当たる場合は、異性間での性行為と同じように刑法で禁止されるべきとされた。Petition an die gesetzgebenden Körperschaften des deutschen Reiches behufs Abänderung des §175 des R.-Str.-G.-B. Und die sich daran anschliessenden Reichstags-Verhandlungen, in: Jahrbuch für sexuelle Zwischenstufen mit besonderer Berücksichtigung der Homosexualität, Vol. 1, S. 239-241.
- ³⁶ Bebel, August, [Reichstagsrede am 13. Januar 1898.], in: Verhandlungen des Reichstags. Stenographische Berichte, Bd.1, 1897/1898, S. 410. URL: https://www.reichstagsprotokolle.de/en_Blatt_k9_bsb00002771_00462.html, aufgerufen am 6. Dezember 2019, S. 410.
- ³⁷ 1902年までは Neu-Rahnsdorf の名称で知られた。
- ³⁸雑誌名『デア・アイゲネ』は、英語では *self-ownership や self-possession* などの訳語が用いられる。Roper, op.cit.
- ³⁹ 英語では、*The Ego and His own* の訳語が当てられている。*Ibid.*
- ⁴⁰ Roper, op. cit., pp. 3-4.
- ⁴¹『デア・アイゲネ』の文学研究者カイルゾン=ラウリッツは、警察史料からはこの3月号が検閲によって発禁処分にされた様子は確認できなかったが、何らかの事情でブラントは4月号から新たな再出発を決心したのだろうと記している。3月号と4月号、共に「No.1」と掲載番号が記されている。Keilson-Lauritz, Die Geschichte der eigenen Geschichte: Literaturkritik in den Anfängen der Schwulenbewegung, S. 75; Der Eigene: Ein Blatt für Alle und Keinen, 1. Jahrgang, Nr. 1, am 3. März 1896, S. 1-10; Der Eigene, 1. Jahrgang, Nr. 1, am 1. April 1896, S. 1-8; Brand, Adolf, Der Übermensch in: Der Eigene: Ein Blatt für Alle und Keinen, 1. Jahrgang, Nr. 1, am 3. März 1896, S. 9.
- ⁴² 例えば、1903年3月号と6月号でも、題辞として『ツァラトゥストラかく語りき』の引用が記されている。Motto, in: *Der Eigene. Ein Blatt für Männliche Kultur, Kunst und Literatur*, März 1903, S. 154; Motto, in: *Der Eigene.Ein Blatt für Männliche Kultur, Kunst und Litteratur*, Heft 6, 1903, S.362.
- ⁴³ Brand, Adolf, Ueber unsere Bewegung, in: *Der Eigene. Monatsschrift für Kunst und Leben*, 2. Jahrgang, Heft 2, Aug.-September 1898, S, 101.
 ⁴⁴ Ibid.
- ⁴⁵ Kupffer, Elisar von, Die ethisch-politische Bedeutung der Lieblingminne. Einleitung zur demnächst erscheinenden Sammlung, in: *Der Eigene*, 1. Jahrgang, Heft 6/7, 1899, S. 184.
- ⁴⁶ Kupffer, op. cit., S. 182-184.
- ⁴⁷ Kupffer, op. cit., S. 188.
- 48 しかしながら、クプファーは妻、女友達、少女もまた、人生の

中で必要不可欠な存在だと言明している。Kupffer, op. cit., S. 183-184; Oosterhuis, Harry, and Kennedy, Hubert (Eds.), Kennedy, Hubert (Trans.), Homosexuality and Male Bonding in Pre-Nazi Germany: The Youth Movement, the Gay Movement, and Male Bonding before Hitler's Rise: Original Transcripts from Der Eigene, the First Gay Journal in the World, New York 1991, p. 36.

⁴⁹ Bab, Edwin, Frauenbewegung und Männliche Kultur, in: *Der Eigene. Ein Blatt für Männliche Kultur, Kunst und Litteratur*, Heft 6, 1903, S. 393-407.

⁵⁰ Keilson-Lauritz, Maria, Benedict Friedlaender und die Anfänge der Sexualwissenschaft, in: *Zeitschrift für Sexualforschung* 12, Vol. 18, Iss. 4, 2005, S. 318, 322; Bruns, Claudia, Politik des Eros: der Männerbund in Wissenschaft, *Politik und Jugendkultur* (1880–1934), Köln, 2008, S. 153.

⁵¹ Bruns, op. cit., S. 153.

⁵² Bruns, op. cit., S. 155-157.

⁵³ Roper, op. cit., p. 77; Friedlaender, Benedict, *Die Renaissance des Eros Uranios. Die physiologische Freundschaft, ein normaler Grundtrieb des Menschen und eine Frage der männlichen Gesellungsfreiheit. In naturwissenschaftlicher, naturrechtlicher, kulturgeschichtlicher und sittenkritischer Beleuchtung*, Schmargendorf-Berlin, 1904, S. 296.

⁵⁴ Roper, op. cit., p. 77.

⁵⁵ Friedlaender, op. cit., S. 213-214.

56 例えば、女性運動家へレーネ・シュテッカー (Helene Stöcker, 1869-1943) は1905年にヒルシュフェルトとベーベルの助力のもと、「女性保護同盟」を結成している。この「同盟」にはヒルシュフェルトも加わった。また、シュテッカーは1912年より「委員会」の理事会の役員を務めている。Bruns, op. cit., S. 134; Beachy, op. cit. p. 117.

57『アイゲネ共同体』は1904年には、週刊誌として出版された。 副題は「風紀改良と処世術のための哲学的共同体」。1905/1906年 には新聞雑誌として出版された。1906年と1907年になると、パン フレットとして出版され、副題は「風紀改良と処世術のためのパ ンフレット」に変わった。Keilson-Lauritz, op. cit., S. 368-369.

⁵⁸ Die Gemeinschaft der Eigenen. Flugschrift für Sittenverbesserung und Lebenskunst, 3. Jahrgang, Nr. 2, August 1906, Rückseite. Die Gemeinschaft der Eigenen. Flugschrift für Sittenverbesserung und Lebenskunst, 3. Jahrgang, Nr. 4, November 1906, Rückseite.

⁵⁹ Tobin, Robert Deam, Warm Brothers: Queer Theory and the Age of Goethe, Philadelphia 2000, p. 45.

60 Keilson-Lauritz, op. cit., S. 100.

⁶¹ Ibid.

62 Keilson-Lauritz, op. cit., S. 102.

63 Ibid.

⁶⁴ Die Hofaffäre, in: *Monatsbericht des Wissenschaftlich-humanitären Komitees*, 6. Jahrgang, Nr. 7 vom 1. Juli 1907, S. 126.

⁶⁵ Weg über Leichen は直訳すると、「たくさんの屍の上に作られる道」である。Die Hofaffäre, op. cit.; Roper, op. cit., p. 134.

66 モルは、多くの高級役人や影響力のある政治家たちが、彼らが「この世で最も惨めな連中」と見做す人々のみならず、彼らの甥や、息子、そして友人までもが同性愛であると知ることで、彼らは刑法175条を施行し続けることの無意味さに気付き、これが結果的に175条撤廃に繋がるのだと説いた。Die Hofaffäre, op. cit., S. 126.

67 Bab, Frauenbewegung und Männliche Kultur in: *Der Eigene*, S. 406. 68 ポルノグラフィの流通に関しても、取り締まりの強化に対し摘発を恐れ、自費出版によるポルノグラフィの生産、流通が世紀転換期以降導入されるようになったと、『風俗の歴史』を記した

フックスは述べている。Fuchs, Eduard, *Illustrierte Sittengeschichte* vom Mittelalter bis zur Gegenwart. Das bürgerliche Zeitalter, Ergänzungsband, Tokyo 1990, S. 300-301.

Die Grenze zwischen männlicher Homosexualität und Freundschaft in Deutschland im späten 19. und frühen 20. Jahrhundert

: Eine Studie über die Aktivitäten der homosexuellen Emanzipationsbewegung in der Eulenburg-Affäre

Shoha TAMAHIDE

Für die Betrachtung des Verhältnisses von Gefühl, Geschlecht und Sexualität in der deutschen politischen Kultur am Ende des 19. und zu Beginn des 20. Jahrhunderts gibt es kein besseres Beispiel als den größten Homosexuellenskandal des wilhelminischen Kaiserreichs, die »Eulenburg-Affäre« (1906-1909). Über die Affäre, in die auch der Kaiser verwickelt war, wurde im In- und Ausland ausführlich berichtet, nicht nur in Zeitungen und Zeitschriften, sondern auch in zahlreichen Karikaturen und sogar auf einer Schallplatte, die sich über die Affäre lustig machte.

In der deutschen Geschlechtergeschichte wird die Eulenburg-Affäre häufig erwähnt, da dieser Skandal als wichtige Schnittstelle zwischen politischer Geschichte und Geschlechtergeschichte angesehen wird. Viele frühere Studien haben jedoch nur dargestellt, wie die Affäre ablief und sich nicht auf die politischkulturellen Auswirkungen auf das Bürgertum konzentriert. Es stimmt, dass nach dem Aufkommen der Neuen Kulturgeschichte einige Studien begannen, die Eulenburg-Affäre inmitten der spätmodernen deutschen Zivilgesellschaft zu verorten und sie im Hinblick auf Konzepte wie Sexualmoral, Männlichkeit, Homosexualität usw. zu analysieren. Diese Studien haben jedoch übersehen, dass durch die Eulenburg-Affäre auch die Grenze zwischen Homosexualität und Freundschaft im Bürgertum in Frage gestellt wurde. Daher soll in diesem Beitrag untersucht werden, wie die Spannungen zwischen Homosexualität und Freundschaft durch die Eulenburg-Affäre sichtbar und diskutiert wurden.

Da der §175 des deutschen Strafgesetzbuches »widernatürliche Handlungen« zwischen Männern verbot, wurde Homosexualität als »Laster« betrachtet. Die Realität der Homosexualität war jedoch noch immer geheimnisumwittert, und das Wort Homosexualität war lediglich ein akademischer Jargon. Ausgehend von dieser Situation untersuchte die Sexualwissenschaft, die sich in den 1890er Jahren von der Psychologie

abspaltete, die tatsächlichen Bedingungen der Homosexualität und beleuchtete das soziale Leben der Homosexuellen. Das »Wissenschaftlich-humanitäre Komitee (WhK)« unter der Leitung von Magnus Hirschfeld (1868-1935) bildete die Speerspitze dieser Bewegung.

Gleichzeitig entstand jedoch eine andere Bewegung, die das männliche Begehren mit einem völlig anderen Ansatz der Sexologie zu verstehen suchte. Die von Adolf Brandt (1874-1945) geleitete »Gemeinschaft der Eigenen« zelebrierte die Männerfreundschaft nach dem Vorbild der antiken griechischen Knabenliebe und des Freundschaftskults des 18. Jahrhunderts. Hier wurden Homosexualität und Freundschaft als ein Kontinuum betrachtet. Diese neoromantische Bewegung »Gemeinschaft der Eigenen« stand in direktem Gegensatz zu »WhK «. Die Affäre war auch ein Vorfall, bei dem dieser Konflikt zwischen den verschiedenen Strömungen der homosexuellen Befreiungsbewegung wirklich zutage trat. Die Eulenburg-Affäre muss daher im Zusammenhang mit dieser neu entstandenen Emanzipationsbewegung der Homosexuellen betrachtet werden, um die politischkulturelle Bedeutung dieses Skandals zu verstehen.

Abschnitt 1 befasst sich mit der Entwicklung der EulenburgAffäre, die der Anlass war, den Begriff der Homosexualität in der
Öffentlichkeit bekannt zu machen. Sie betrachtet die Affäre als
einen Ort, an dem verschiedene Diskurse über gleichgeschlechtliches Begehren gegeneinander ausgespielt wurden, und
analysiert, wie dem Diskurs über das männlich-männliche
Begehren durch den Skandal und den Prozess neue Bedeutungen
und ein neues Gewicht verliehen wurden.

Die Eulenburg-Affäre begann mit einer Reihe von Artikeln, die in der berühmten politischen Zeitschrift Die *Zukunft* erschienen. Die von dem Journalisten Maximilian Harden (1861-1927) verfassten Artikel, deckten die homosexuellen Beziehungen zwischen Kaiser Wilhelm II. und seinen engsten Beratern auf. Laut Harden knüpfte diese private Geheimgruppe, die sich

»Liebenberger Tafelrunde« nannte, nicht nur homosexuelle Beziehungen, sondern sprach auch über wichtige politische Fragen und traf politische Entscheidungen. Da diese Nachricht dem Ansehen der Hohenzollern schadete, reichte Kuno von Moltke (1847-1923), das Mitglied der »Liebenberger Tafelrunde« war, eine Verleumdungsklage gegen Harden ein.

In einer Reihe von Prozessen ging es vor allem um die Frage, ob die intime Beziehung zwischen der »Tafelrunde«, insbesondere zwischen Moltke und Philipp zu Eulenburg (1847-1921), der als rechte Hand des Kaisers bekannt war, als Homosexualität oder bloße Freundschaft zu verstehen sei. Hirschfeld wurde auch als medizinischer Zeuge vor Gericht geladen und gebeten, ein »wissenschaftliches« Zeugnis über Moltkes Homosexualität abzulegen. Brand war ebenfalls in die Affäre verwickelt und zeigte seine Sicht der Homosexualität, das Konzept der *Freundesliebe*.

In den Abschnitten 2 und 3 werden die Ideen und Aktivitäten des »WhK« und der »Gemeinschaft der Eigenen« vorgestellt und

die verschiedenen Diskurse über Homosexualität, die sich in der Eulenburg-Affäre entwickelten, analysiert. Unter Verwendung der Zeitschrift werden die beiden Lager unter vier Gesichtspunkten verglichen: (i) Entpathologisierung, (ii) sexuelle Normen, (iii) Freundschaft und (iv) die Bewegung zur Aufhebung von §175. Obwohl beide Lager die gleichen Ziele verfolgten, nämlich die Entpathologisierung der Homosexualität und die Aufhebung von §175, unterschieden sie sich in ihrem Verständnis und ihren Methoden.

Beide Lager sahen in dem Prozess eine Chance für einen Durchbruch ihrer Aktivitäten, aber er wurde zu einem negativen Wendepunkt. Als Hirschfeld sein Gutachten im Harden-Moltke-Prozess zurückzog, wurde dies in der Öffentlichkeit stark kritisiert und die Bewegung verlor in der Folgezeit rasch an Unterstützung. Auch für Brand war es aufgrund der finanziellen Schwierigkeiten, die durch die Gerichtsverfahren verursacht wurden, schwierig, seine Tätigkeit fortzusetzen. Die Eulenburg-Affäre war also ein schwerer Schlag für die homosexuelle Befreiungsbewegung.